

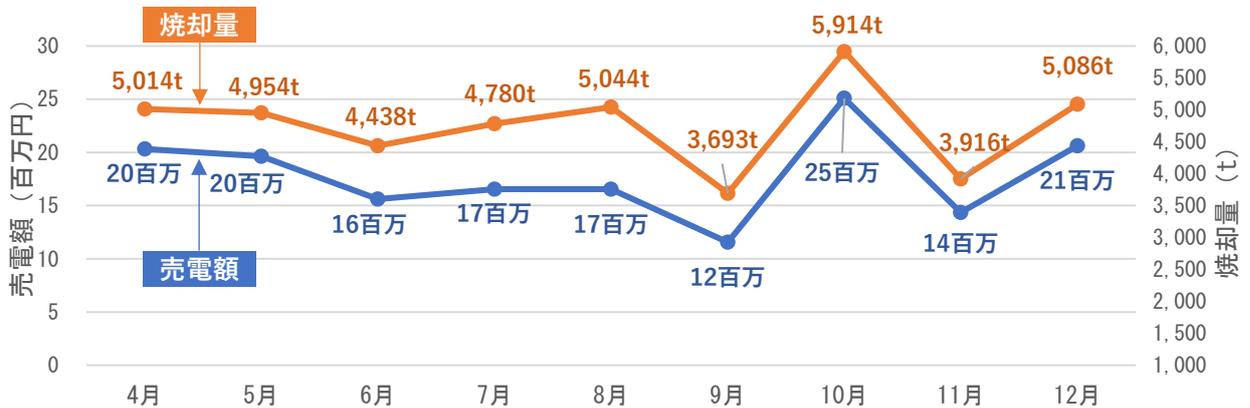
令和5年度可燃物処理施設「リンピアいなば」の売電状況について

1 余剰電力売電収入補正予算額

当初予算額 232,200 千円 (月平均 19,350 千円)
 決算見込額 195,505 千円 (月平均 16,292 千円)
 補正予算額 ▲36,695 千円

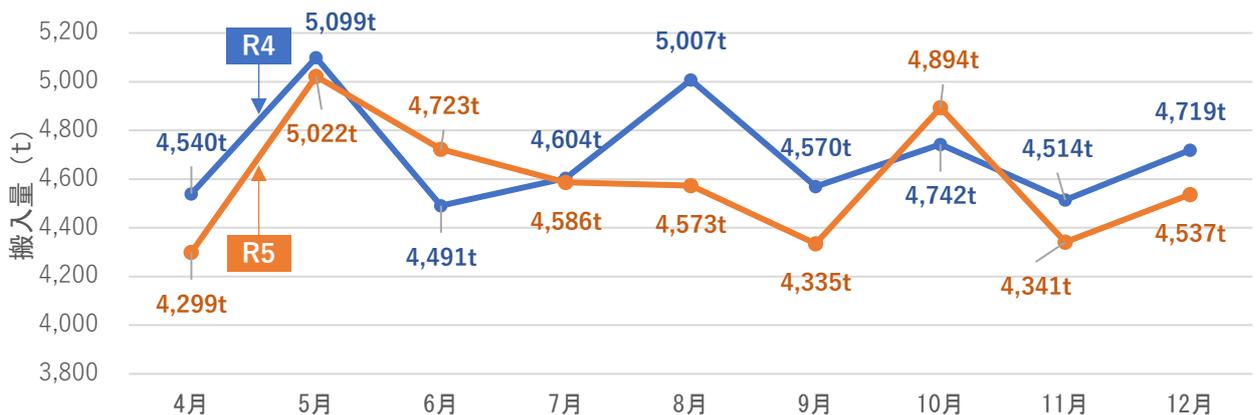
2 売電状況

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 | 月平均 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 売電量(MWh) | 2,172 | 2,100 | 1,668 | 1,768 | 1,770 | 1,236 | 2,682 | 1,534 | 2,205 | 17,135 | 1,904 |
| 売電額(千円) | 20,313 | 19,631 | 15,600 | 16,531 | 16,545 | 11,556 | 25,080 | 14,342 | 20,620 | 160,218 | 17,802 |
| (参考)焼却量(t) | 5,014 | 4,954 | 4,438 | 4,780 | 5,044 | 3,693 | 5,914 | 3,916 | 5,086 | 42,839 | 4,760 |



(参考) 可燃物搬入量実績

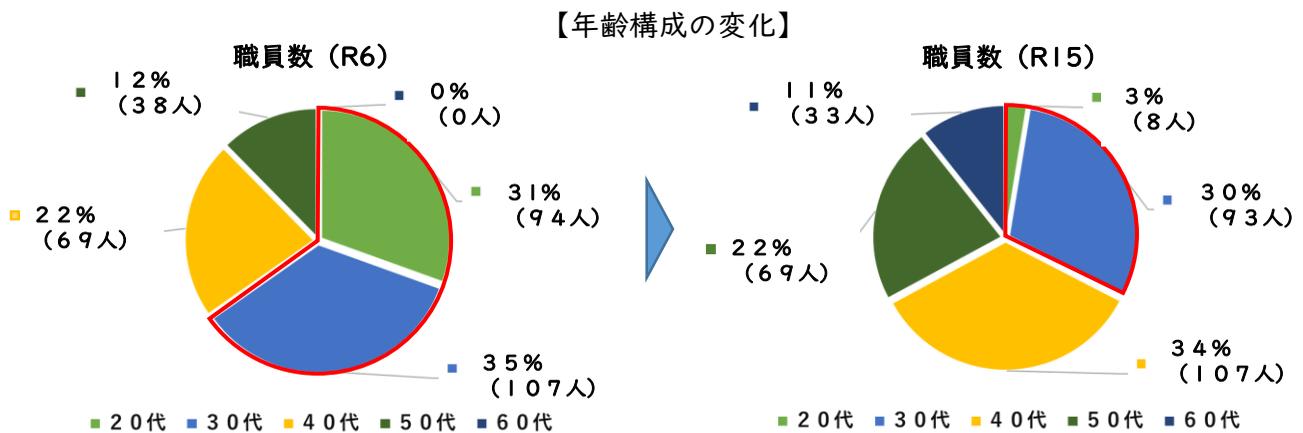
| 年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 | 月平均 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 令和5年度 | 4,299 | 5,022 | 4,723 | 4,586 | 4,573 | 4,335 | 4,894 | 4,341 | 4,537 | 41,310 | 4,590 |
| 令和4年度 | 4,540 | 5,099 | 4,491 | 4,604 | 5,007 | 4,570 | 4,742 | 4,514 | 4,719 | 42,286 | 4,698 |
| 前年度比較 | ▲ 241 | ▲ 77 | 232 | ▲ 18 | ▲ 434 | ▲ 235 | 152 | ▲ 173 | ▲ 182 | ▲ 976 | ▲ 108 |



消防職員の定数管理について

1 東部消防局の現状と課題

- ① 平常時における勤務体制や消防防災ヘリコプターの隊員派遣等による慢性的な人員不足
- ② 定年引上げによる職員の高齢化と若手職員の減少（年齢構成の不均衡）に伴う消防力の低下
 - 採用者数の減による若手職員の不足
 - 現場活動に当たり健康面や体力面で不安を抱える職員の増加



- ③ 働き方改革による男性職員の育児休業取得促進等を踏まえた現場勤務員の確保
 - 育児休業、介護休暇等の取得を希望する職員の増（R4年度：2人 ⇒ R5年度：16人）
 - 女性職員の採用・活躍の場づくりの推進（国目標R8.4時点：5% ⇒ 本局R5.4現在：3.2%）

2 今後の定数管理における基本方針

① 消防体制の充実強化〈増員15人〉

- 不足する現場勤務員の確保
- 高度化・専門化する救急業務等への対応に向けた人員の確保（増員箇所と主な要因）
 - ・ 消防指令センター/6人増（3人増×2部）
勤務員の不足に伴う夜間の超過勤務の常態化解消
 - ・ 八頭消防署/2人増（1人×2部）
特別救助隊の運用に係る人員不足の解消
 - ・ 鳥取消防署、国府分遣所/4人増（各1人×2部）
緊急車両運用に必要な1日の最低勤務員数不足の解消
 - ・ 警防課/3人増
救急搬送事例の検証、搬送体制の充実強化及び緊急消防援助隊派遣等における関係機関との調整や連携強化

② 平準化による職員採用

- 消防力の低下や年齢構成の不均衡改善に向けた採用の平準化と時流を踏まえた消防体制の維持・充実
- 働き方の変化に伴う育児休暇等の取得推進と勤務員の確保

③ 高齢期職員の活躍促進

- 活躍の場の創設等による高齢期・若手職員双方の負担軽減と活力ある職場環境の創出
 - ・ 日勤救急隊創設の検討（救急出動の約6割は昼間、育休明け職員等の復帰支援にも活用）
 - ・ 救急講習（約350件/年）、防火指導（約1,000件）業務等への従事

3 採用計画…別紙のとおり

今後の定数管理における基本方針のもと、今後20年間を見据えた採用計画を策定

採用計画

| 年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 | R13年度 | R14年度 | R15年度 | R16～25年度 |
|--------------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| 採用者数 | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 55 |
| 前年度退職者数 (見込) | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 55 |
| 定数内職員合計 | 310 | 314 | 319 | 322 | 326 | 327 | 328 | 328 | 327 | 325 | 325 |

①消防力強化期間 (R6年度～R11年度)
 ②採用抑制期間 (R12年度～R16年度)
 ③後半10年 (R16～25年度)

救急需要の増加が見込まれる期間 (R6年度～R11年度)
 計画見直し期間 (R12年度～R16年度)

※退職者数の見込みは、R5.4に40歳以上の職員を対象に実施のアンケート結果を反映

(職員採用等に当たったの考え方)

- 今後20年間を概ね3つの期間(①消防力強化期間、②採用抑制期間(計画見直し期間)、③後半10年)に区別し、採用に反映する。
 なお、採用の平準化に当たっては、定数内職員数のバランスを考慮のうえ、退職者数の少ない前半10年間に4割、後半10年間は6割を基本に採用を行う。
- 前半10年間：高齢化に伴い救急需要の増加が見込まれるR12年度までに定数内職員を325人とする。
 後半10年間：定数325人の維持を前提とするが、圏域人口の減少等と併せ、高齢期職員数の増に伴い『61歳以降の働き方』が定数に大きく影響してることが想定される。〈変動要素大〉
 ⇒ R13～15年度に退職者等の動向、消防を取巻く環境、課題(庁舎整備等)を考慮のうえ計画の見直しを行い、R16年度以降の計画に反映する。
- R15年度までの10年間は、特例として定数を328人とし、各年度の採用者数は、本採用計画を基本に退職者等の状況を踏まえ採用していくこととする。

鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

消防職員の定数を変更するとともに、令和6年度から令和15年度までの間における消防職員の定数について特例措置を定めるためである。

2 改正する内容

- (1) 消防職員の定数を変更すること。（第2条関係）
- (2) 令和6年度から令和15年度までの間における消防職員の定数について特例措置を定めること。（附則第2項関係）

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----|----|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| <p>(職員定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防職員 325人</p> <p>附 則</p> <p>(消防職員の定数に関する特例)</p> <p>2 第2条第2号の規定にかかわらず、令和6年度から令和15年度までの間における消防職員の定数は、328人とする。</p> <p>(削除)</p> | <p>(職員定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防職員 310人</p> <p>附 則</p> <p>(消防職員の定数に関する特例)</p> <p>2 第2条第2号の規定にかかわらず、平成20年度から平成29年度までの間における消防職員の定数は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に定める数とする。</p> <table border="1" data-bbox="906 976 1362 1576"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>292人</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>299人</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>301人</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>306人</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>304人</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>312人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>314人</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>319人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>313人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>314人</td> </tr> </tbody> </table> | 年度 | 定数 | 平成20年度 | 292人 | 平成21年度 | 299人 | 平成22年度 | 301人 | 平成23年度 | 306人 | 平成24年度 | 304人 | 平成25年度 | 312人 | 平成26年度 | 314人 | 平成27年度 | 319人 | 平成28年度 | 313人 | 平成29年度 | 314人 |
| 年度 | 定数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 292人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | 299人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成22年度 | 301人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成23年度 | 306人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成24年度 | 304人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成25年度 | 312人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成26年度 | 314人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度 | 319人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成28年度 | 313人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年度 | 314人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部を改正する条例(案) 要綱

1 改正する目的

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正に伴い、消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する手数料を改定するためである。

2 改正する内容

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査に関する手数料を改定すること。(別表6の項関係)

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例の施行の日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例新旧対照表

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|-------------------------|--|-------------------------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 種 類 | 金 額 | 種 類 | 金 額 |
| 1～5（略） | | 1～5（略） | |
| 6 危険物貯蔵所設置許可手数料 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する手数料 (1)～(4)（略） (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 | | 6 危険物貯蔵所設置許可手数料 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する手数料 (1)～(4)（略） (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 | |
| ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの | 1件につき 1,450,000円 | ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの | 1件につき 1,180,000円 |
| イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | 1件につき 1,720,000円 | イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | 1件につき 1,410,000円 |
| ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | 1件につき 1,920,000円 | ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | 1件につき 1,590,000円 |
| エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | 1件につき 2,360,000円 | エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | 1件につき 1,950,000円 |
| オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | 1件につき 2,740,000円 | オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | 1件につき 2,270,000円 |
| カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | 1件につき 5,640,000円 | カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | 1件につき 4,550,000円 |
| キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | 1件につき 7,240,000円 | キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | 1件につき 5,820,000円 |
| ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの | 1件につき 8,790,000円 | ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの | 1件につき 7,070,000円 |
| (6)～(12)（略） | | (6)～(12)（略） | |
| 7～24（略） | | 7～24（略） | |

鳥取県東部広域行政管理組合因幡霊場の指定管理者の指定について

1 公の施設名

因幡霊場

2 指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

(~~指名施設~~)・公募施設)

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市伏野2220番地

(団体名) 公益財団法人鳥取県東部環境管理公社

(代表者名) 理事長 田中 利明

4 選定された団体の提案内容

(1) 指定管理料

① 指定管理料総額 232,360千円

② 年度ごとの指定管理料

令和6年度：46,066千円、令和7年度：47,122千円

令和8年度：42,064千円、令和9年度：43,752千円

令和10年度：53,356千円

(2) 事業内容等

① 施設の管理運営に対する基本方針

- ・平等かつ公平に、円滑で丁寧な、質の高いサービスを図るとともに、周辺環境にも配慮した運営に努める。
- ・火葬場としての機能を最良の状態に維持するため、施設の徹底した点検管理を行うとともに健全な経営に資するための効率的な管理運営に努める。

② サービス向上のための取組み等

- ・飲食物並びに物品の販売等の自主事業においても利用者の心情に配慮し、適切に行う。
- ・動物の火葬を利用された方で、お骨を持帰ることが難しい方に対し、納骨と供養を行う。

5 選定の理由

本施設は、「鳥取県東部広域行政管理組合公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱」第4の第2号の「特に専門的な事業を行い、事業に係るノウハウや人材のネットワークが、相当程度蓄積されている施設」、第4号の「高度な個人情報保護が必要と認められる施設」及び第8号の「その他管理者等が公募によらないで指定管理者候補者を選定することを適当と認めた施設」に該当し、公募によらないで指定管理者候補者の選考を行いました。

申請書類提出、提案説明を受け、質疑応答を行い審査した結果、施設の管理運営について実績があり、前向きな提案が評価された「公益財団法人鳥取県東部環境管理公社」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取県東部広域行政管理組合指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

| 審査項目 | 配点 |
|---------------------------------------|------------|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5点 |
| ②鳥取県東部圏域住民の平等な利用が確保されているか | 5点 |
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関すること | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか | 5点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5点 |
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5点 |
| ⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 5点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5点 |
| ⑥情報の公開への対応、個人情報の保護への対応は十分か | 5点 |
| 配点合計 | 70点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | 得点 合計 |
|---------------------------|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|----------|
| | | A | B | C | D | E | |
| 公益財団法人 鳥取県東部環境 管理公社 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 295 |
| | 1-②鳥取県東部圏域住民の平等な利用が確保されているか | 4 | 4 | 5 | 5 | 4 | |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか | 4 | 4 | 5 | 4 | 3 | |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 4 | 4 | 5 | 5 | 4 | |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 5 | 5 | 5 | 4 | 3 | |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 4 | 4 | 4 | 5 | 4 | |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 4 | 4 | 4 | 5 | 3 | |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5 | 3 | 5 | 4 | 3 | |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 5 | 4 | 5 | 5 | 4 | |
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5 | 3 | 5 | 4 | 4 | |
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 4 | 4 | 5 | 5 | 3 | |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 4 | 3 | 4 | 5 | 3 | |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 4 | 3 | 5 | 4 | 4 | |
| | 3-⑥情報の公開への対応、個人情報の保護への対応は十分か | 4 | 4 | 5 | 5 | 3 | |
| 計 | 60 | 53 | 67 | 65 | 50 | | |

鳥取県東部広域行政管理組合リファーレンいなばの指定管理者の指定について

1 公の施設名

鳥取県東部広域行政管理組合リファーレンいなば

2 指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

(指名施設・公募施設)

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市伏野2220番地

(団体名) 公益財団法人鳥取県東部環境管理公社

(代表者名) 理事長 田中 利明

4 選定された団体の提案内容

(1) 指定管理料

① 指定管理料総額 110,670千円

② 年度ごとの指定管理料 22,134千円

(令和6年度から令和10年度までの各年度同額)

(2) 事業内容等

① 施設の管理運営に対する基本方針

- ・ごみの減量化と環境に関する住民啓発及び体験施設として、リサイクルをはじめ、ごみの減量化と資源の有効利用に関する情報の収集、提供を行うことにより、住民の生活環境の保全と公共の福祉の増進に努める。

② 利用者増加やサービス向上のための取組み等

- ・東部圏域市町の広報誌・ウェブサイト・You Tube の活用や冊子の発行(小学校や公民館等に配布)によって、ごみの減量やリサイクル等に関する情報を発信する。
- ・リサイクルイベントやリサイクル体験教室を開催する。
- ・リサイクル活動支援のための出張教室を行う。
- ・再生品の展示販売を行う。

5 選定の理由

本施設は、「鳥取県東部広域行政管理組合公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱」第4の第2号の「特に専門的な事業を行い、事業に係るノウハウや人材のネットワークが、相当程度蓄積されている施設」、第7号の「東部圏域住民との協働に基づいて施設の管理運営が行われている施設」及び第8号の「その他管理者等が公募によらないで指定管理者候補者を選定することを適当と認めた施設」に該当し、公募によらないで指定管理者候補者の選考を行いました。

申請書類提出、提案説明を受け、質疑応答を行い審査した結果、施設の管理運営について実績があり、前向きな提案が評価された「公益財団法人鳥取県東部環境管理公社」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取県東部広域行政管理組合指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

| 審査項目 | 配点 |
|---------------------------------------|-----|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5点 |
| ②鳥取県東部圏域住民の平等な利用が確保されているか | 5点 |
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関すること | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか | 5点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5点 |
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5点 |
| ⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 5点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5点 |
| ⑥情報の公開への対応、個人情報の保護への対応は十分か | 5点 |
| 配点合計 | 70点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | 得点 合計 |
|---------------------------|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|----------|
| | | A | B | C | D | E | |
| 公益財団法人 鳥取県東部環境 管理公社 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 288 |
| | 1-②鳥取県東部圏域住民の平等な利用が確保されているか | 4 | 4 | 5 | 4 | 4 | |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか | 4 | 3 | 5 | 5 | 4 | |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 4 | 3 | 5 | 4 | 4 | |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 4 | 3 | 5 | 5 | 3 | |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 4 | 4 | 4 | 5 | 3 | |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 4 | 3 | 4 | 5 | 3 | |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5 | 4 | 5 | 5 | 4 | |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 4 | 4 | 4 | 5 | 4 | |
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 4 | 3 | 5 | 4 | 4 | |
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 4 | 3 | 5 | 5 | 4 | |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 4 | 4 | 5 | 4 | 4 | |
| | 3-⑥情報の公開への対応、個人情報の保護への対応は十分か | 4 | 3 | 5 | 4 | 3 | |
| 計 | 58 | 48 | 66 | 64 | 52 | | |

鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について

1 公の施設名

鳥取県東部広域行政管理組合白兔グラウンドゴルフ場

2 指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

(指名施設・公募施設)

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市伏野2220番地

(団体名) 公益財団法人鳥取県東部環境管理公社

(代表者名) 理事長 田中 利明

4 選定された団体の提案内容

(1) 指定管理料

① 指定管理料総額 66,690千円

② 年度ごとの指定管理料 13,338千円

(令和6年度から令和10年度までの各年度同額)

(2) 事業内容等

① 施設の管理運営に対する基本方針

・「笑顔で応対、芝管理の徹底！」をキャッチフレーズに、周辺の景観を保全しつつ、地域振興と住民福祉の増進に努める。

② 利用者増加やサービス向上のための取組み等

・回数券の発行等により利用料金のサービスを行う。

・大会案内の新聞掲載、高速道路サービスエリアのハイウェイマップ掲載等を活用し、利用者増加に繋がる情報を発信する。

・職員による実技指導やルール説明を行うことにより、初心者への参加を促進する。

5 選定の理由

本施設は、「鳥取県東部広域行政管理組合公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱」第4の第5号の「施設が所在する地域の人材を活用する施設」、第7号の「東部圏域住民との協働に基づいて施設の管理運営が行われている施設」及び第8号の「その他管理者等が公募によらないで指定管理者候補者を選定することを適当と認めた施設」に該当し、公募によらないで指定管理者候補者の選考を行いました。

申請書類提出、提案説明を受け、質疑応答を行い審査した結果、施設の管理運営について実績があり、前向きな提案が評価された「公益財団法人鳥取県東部環境管理公社」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取県東部広域行政管理組合指定管理者選考委員会

7 審査項目及び配点

| 審査項目 | 配点 |
|---------------------------------------|------------|
| 1 管理運営の基本的な考え方 | |
| ①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 5点 |
| ②鳥取県東部圏域住民の平等な利用が確保されているか | 5点 |
| 2 施設能力の効果的な活用と施設の効率的な管理に関すること | |
| ①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか | 5点 |
| ②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5点 |
| ③外部委託の範囲は適正であるか | 5点 |
| ④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 5点 |
| ⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 5点 |
| ⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 5点 |
| 3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること | |
| ①安定した運営ができる財務状況か | 5点 |
| ②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5点 |
| ③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 5点 |
| ④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 5点 |
| ⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 5点 |
| ⑥情報の公開への対応、個人情報の保護への対応は十分か | 5点 |
| 配点合計 | 70点 |

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

| 団体名 | 審査項目 | 審査委員 | | | | | 得点 合計 |
|---------------------------|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|----------|
| | | A | B | C | D | E | |
| 公益財団法人 鳥取県東部環境 管理公社 | 1-①施設の性格や目的等に合致した方針となっているか | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 295 |
| | 1-②鳥取県東部圏域住民の平等な利用が確保されているか | 3 | 4 | 5 | 5 | 4 | |
| | 2-①利用促進やサービス向上のための計画が優れているか | 5 | 4 | 5 | 4 | 4 | |
| | 2-②施設の維持管理業務が的確に行われる計画となっているか | 5 | 4 | 5 | 4 | 4 | |
| | 2-③外部委託の範囲は適正であるか | 4 | 3 | 5 | 5 | 4 | |
| | 2-④収支計画は適切かつ実現可能であるか | 4 | 3 | 4 | 5 | 3 | |
| | 2-⑤経費削減や業務効率化のための方策が優れているか | 4 | 3 | 4 | 5 | 4 | |
| | 2-⑥利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | 4 | 4 | 5 | 5 | 4 | |
| | 3-①安定した運営ができる財務状況か | 4 | 3 | 5 | 5 | 4 | |
| | 3-②類似施設の運営実績があり、運営ノウハウを有しているか | 5 | 3 | 5 | 5 | 4 | |
| | 3-③事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているか | 4 | 3 | 5 | 5 | 4 | |
| | 3-④業務従事者への研修が十分に確保されているか | 4 | 4 | 5 | 5 | 3 | |
| | 3-⑤安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているか | 4 | 3 | 5 | 4 | 4 | |
| | 3-⑥情報の公開への対応、個人情報の保護への対応は十分か | 4 | 3 | 5 | 5 | 3 | |
| 計 | 58 | 48 | 68 | 67 | 54 | | |